



平成27年10月29日

各位

会社名 キムラユニティー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 木村 幸夫  
(コード番号 9368 東証・名証 第1部)  
問合せ先 取締役管理本部長 小山 幸弘  
(TEL : 052 - 962 - 7053 )

## コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み開示のお知らせ

キムラユニティー株式会社(本社:名古屋市中区錦三丁目8番32号)は、株式会社東京証券取引所における改正上場規則の施行によるコーポレートガバナンス・コードの適用に伴い、コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みをお知らせします。

### 記

#### 1. 当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、経営理念である「会社はお客様のためにあり、社員とともに会社は栄える」の実現を通じて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることとしております。また、迅速かつ正確な情報の把握と意思決定により、企業価値、株主価値及び顧客価値を最大化することとしております。

次に、コーポレート・ガバナンス体制としては、平成11年6月に執行役員制度を導入し、取締役会の活性化を図るとともに、平成13年6月に社外取締役1名を選任し、取締役会の透明性の確保と取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底に努めてまいりました。なお、社外取締役については、独立かつ客観的な立場からステークホルダーの意見に対する経営への適切な反映等の株主様保護の観点から、本日付で新たに株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。また、監査役についても、3名の社外監査役を選任し、監査の充実を図るとともに、監査役制度採用会社として、取締役の業務執行について監督を徹底できるよう努めております。なお、社外監査役については、既に独立役員として指定しております。

今後とも、コーポレート・ガバナンスについて真剣に取り組み、ディスクロズの充実を含めたステークホルダーに対するアカウンタビリティの充実など、企業経営の透明性の確保と経営監督機能の強化を推進し、健全な成長・発展を通じて、ステークホルダーと満足の共創・共有を推進してまいります。

#### 2. コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 ※★印は、必須開示項目

##### 1) 資本政策の基本的な方針【原則1-3】

- ・「持続的成長による企業価値及び株主価値の向上を目指し、経営戦略の推進の基礎となる資本政策を含む財務戦略において、財務の健全性の確保及び株主還元配慮するとともに、自己資本の一層の充実及び資本効率を意識した機動的かつ柔軟な資金調達手段を確保する」を資本政策の基本方針

としています。

## 2) いわゆる政策保有株式【原則 1-4】★

- ・企業価値の向上に資することを目的として、長期的な顧客との信頼関係の構築及び事業戦略上で必要と判断される場合に政策保有株式を保有します。
- ・また、政策保有株式に係る議決権の行使については、短期的な業績及び株価の動向等で画一的に判断するのではなく、非財務情報等も踏まえ、中長期的な株主利益の維持及び向上並びに当社グループの企業価値の維持及び向上に資するかを総合的に検討の上で判断しています。

## 3) 関連当事者間の取引【原則 1-7】★

- ・経営陣(取締役及び執行役員)との取引を行う場合又は主要株主等との重要性の高い取引を行う場合には、取締役会の決議事項又は報告事項とし、取締役会において当該取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないように担保しています。

## 4) 情報開示の充実【原則 3-1】★

- ・経営理念、経営ビジョン、経営姿勢、企業倫理規範及び中期経営計画等は、当社 HP 及び決算説明会資料等で開示し、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書で開示しています。
- ・取締役の報酬は、世間水準及び経営内容、従業員給与等を勘案して決定し、役職又は責務に対する報酬並びに業績及び業務の成果に対する報酬、賞与で構成されています。また、取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会の決議により代表取締役で構成される代表取締役会に決定を一任しています。
- ・取締役の指名は、担当業務の遂行状況等をもとに各取締役が相互に人格及び能力等を評価し、取締役会としての推薦を行っています。また、監査役の指名は、経営陣から独立した立場において、幅広い経験、専門的知見又は企業経営に携わった経験をもとに、広い視野から経営に貴重な助言及び意見等ができる方の中から総合的に判断しています。

## 5) 取締役会の役割・責務(1)【補充原則 4-1①】★

- ・法令、定款及び「取締役会規程」等により、取締役会の決議事項及び報告事項を明確に定め、取締役会において企業戦略その他経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っています。
- ・また、経営に対する影響を勘案した上で重要性及び金額等の基準を設け、取締役会以下の会議体及び各職位への委任の範囲を明確に定め、権限の委譲を行うことで経営の意思決定、業務執行の分離の確立及び経営判断の機動性及び専門性を確保しています。

## 6) 取締役会の役割・責務(1)【補充原則 4-1③】

- ・企業経営及び業務運営等を通じて、最高経営責任者等の後継者の育成に取り組んでいます。なお、今後、具体的な最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について、その可否を含め検討します。

## 7) 取締役会の役割・責務(2)【原則 4-2】、【補充原則 4-2①】

- ・経営陣の業務執行状況を各会議体での報告及び情報の共有等を通じて、取締役会による監督及び支援を行っています。
- ・また、現在の経営陣の報酬は、短期的な業績連動型の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる適切、公正及びバランスの取れた報酬体系としています。なお、今後、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬体系について、その可否を含め検討します。

8) 独立社外取締役の有効な活用他【原則 4-8】★、【補充原則 4-8①】、【補充原則 4-8②】、  
【原則 4-9】★、【補充原則 4-10①】

- ・現在、独立社外取締役 1 名を選任し、企業経営に携わっている豊富な経験及び専門性の高い知識等をもとに、独立かつ客観的な立場から適切な意見、助言及び指摘等を行うことで経営の監督の実効性を確保しており、独立社外取締役に求められる役割・責務を果たしています。なお、今後、独立社外取締役 2 名以上の選任について、その可否を含め検討します。
- ・また、金融商品取引所が定める独立性基準に準拠し、企業価値の最大化に貢献できる独立社外取締役の候補者の選定に努めます。なお、今後、独立社外者のみを構成員とする会合の設置、筆頭独立社外取締役の決定、任意の諮問委員会の設置等について、その可否を含め検討します。

9) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件【原則 4-11】、【補充原則 4-11①】★、  
【補充原則 4-11②】★、【補充原則 4-11③】★

- ・取締役会の全体としての知識、経験及び能力のバランスを配慮し、社内取締役及び社内監査役については、担当業務、職務の遂行状況、人格及び能力等を評価した上で指名を行い、社外取締役及び社外監査役については、経営陣から独立した立場において、幅広い経験、専門的知見又は企業経営に携わった経験をもとに、広い視野から経営に貴重な助言及び意見等を頂ける方の中から指名を行っています。なお、経営陣幹部（取締役）の選任や解任については、「取締役会規程」に基づき、会社の業績等の評価を踏まえ、取締役会での推薦又は決定等の公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実施しています。
- ・また、取締役・監査役の兼任状況をコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて毎年開示しております。
- ・また、社外取締役及び社外監査役の独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行うとともに、毎月開催される取締役会を通じて、取締役会全体の実効性の向上に努めています。なお、今後、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の方法及び開示について、その可否を含め検討します。

10) 取締役・監査役のトレーニング【補充原則 4-14②】★

- ・会社の事業、財務及び組織等に関する必要な知識の取得及び向上を図り、取締役及び監査役に求められる役割及び責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を確保しています。

11) 株主との建設的な対話に関する方針【原則 5-1】★

- ・情報開示に対するコーポレートコミュニケーション活動を定義し、「適時、的確、適切、公平、誠実にステークホルダーの視点に立ち、双方向コミュニケーションを徹底する」ことを行動規範としています。
- ・また、積極的な情報開示を行うとともに、株主からの対話（面談）の申込みに対して原則対応することで、株主との建設的な対話を促進し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っています。

### 3. 今後の方針

コーポレートガバナンス・コードについて、実施しているものは更にその充実に努めるとともに、実施していないものは実施の可否を含めた検討を進めることで、コーポレート・ガバナンスの向上を推進してまいります。

なお、本開示資料は、コーポレートガバナンス・コードに対する要旨をまとめたものであり、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の原文は、株式会社東京証券取引所ホームページからご参照ください。

以上